

## 令和5年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業においては、若年入職者の減少等による将来的な担い手不足をはじめ、それに起因した入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況を踏まえ、建設業の労働環境の改善及び担い手の育成・確保を図るため、令和5年度につきましては以下のとおり制度の改正を行います。

### 制度改正

1. 建設工事における週休2日工事の拡大について
2. ICT（情報通信技術）活用工事について（試行）
3. 工事完成図書の電子納品について（試行）
4. 若手・女性技術者を配置する一般競争入札の拡大について（試行）

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

## 1. 建設工事における週休2日工事の拡大について

本市では、建設業における働き方改革の推進の一環として、令和5年度から以下のとおり週休2日工事の対象を拡大します。

### (1) 対象工事

	現行(令和4年度)	改正後(令和5年度)
週休2日工事 対象工事	・設計金額が4,000万円以上の 土木工事 ・設計金額が7,000万円以上の 建築一式工事及び付帯する分離 発注工事	・設計金額が130万円を超える 建設工事

対象工事は特記仕様書に週休2日工事であることを明示します。ただし、以下の工事は除きます。

- ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- ②緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③その他発注者が指定する工事

### (2) 発注方式

受注者の希望により「週休2日工事」を実施することができる「受注者希望型」とします。

### (3) 週休2日の定義

「週休2日」とは、工事の着手前に、4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業(※注1)を一切行わず、現場閉所(※注2)することです。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場制作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

#### 【休日取得形態】

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

#### ※注1 【現場での作業に該当しない作業】

- ・臨機の措置(異常気象等における現場対応及び安全パトロール等)
- ・資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

※注2 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等を除き、受注者ごとに現場事務所での作業を含めて1日を通して現場での作業がない状態をいいます。

#### (4) 労務費等・工事成績評定の取扱い

##### ① 労務費等の取扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、休日取得形態に応じて以下のとおり補正係数を乗じて増額変更します。

- ・土木工事・・・・・・・・・・労務費、機械経費及び間接工事費率
- ・建築工事及び設備工事・・・・・・・・労務費

##### ② 工事成績評定の取扱い

4週8休の取得形態が完全に達成できた場合についてのみ、評価します。

なお、達成できなかった場合においても評価が下がることはありません。

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

## 2. ICT（情報通信技術）活用工事について（試行）

本市では、建設業における働き方改革の推進の一環として、ICT（情報通信技術）の活用による建設現場の労働力不足の解消及び作業の効率化による生産性向上に向けて、ICT施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、「ICT活用工事（※注）」を試行します。

※注 工事前測量から工事、検査に至るまでの工程において、ドローン、GPS及びコンピューター付建設機械等の情報通信技術を活用する工事

### (1) 対象工事

本市が発注する「土木一式工事」及び「舗装工事」のうち以下のとおりとします。

- ・舗装（路盤工）面積1,000㎡以上で発注者が設定した工事で、その旨を特記仕様書に記載したもの

### (2) 発注方式

受注者が本市の「ICT活用工事試行要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

### (3) 費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛（ICT施工）及び国土交通省ICT活用工事積算要領に基づき契約変更を行うものとし、

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

### 3. 工事完成図書の電子納品について（試行）

本市では、工事期間中における受発注者間の紙資料での受渡しを削減することにより、作業の効率化及び省資源・省スペース化を図るため、建設工事における最終成果（図面及び工事写真等）の電子納品を試行します。

#### （1）対象工事

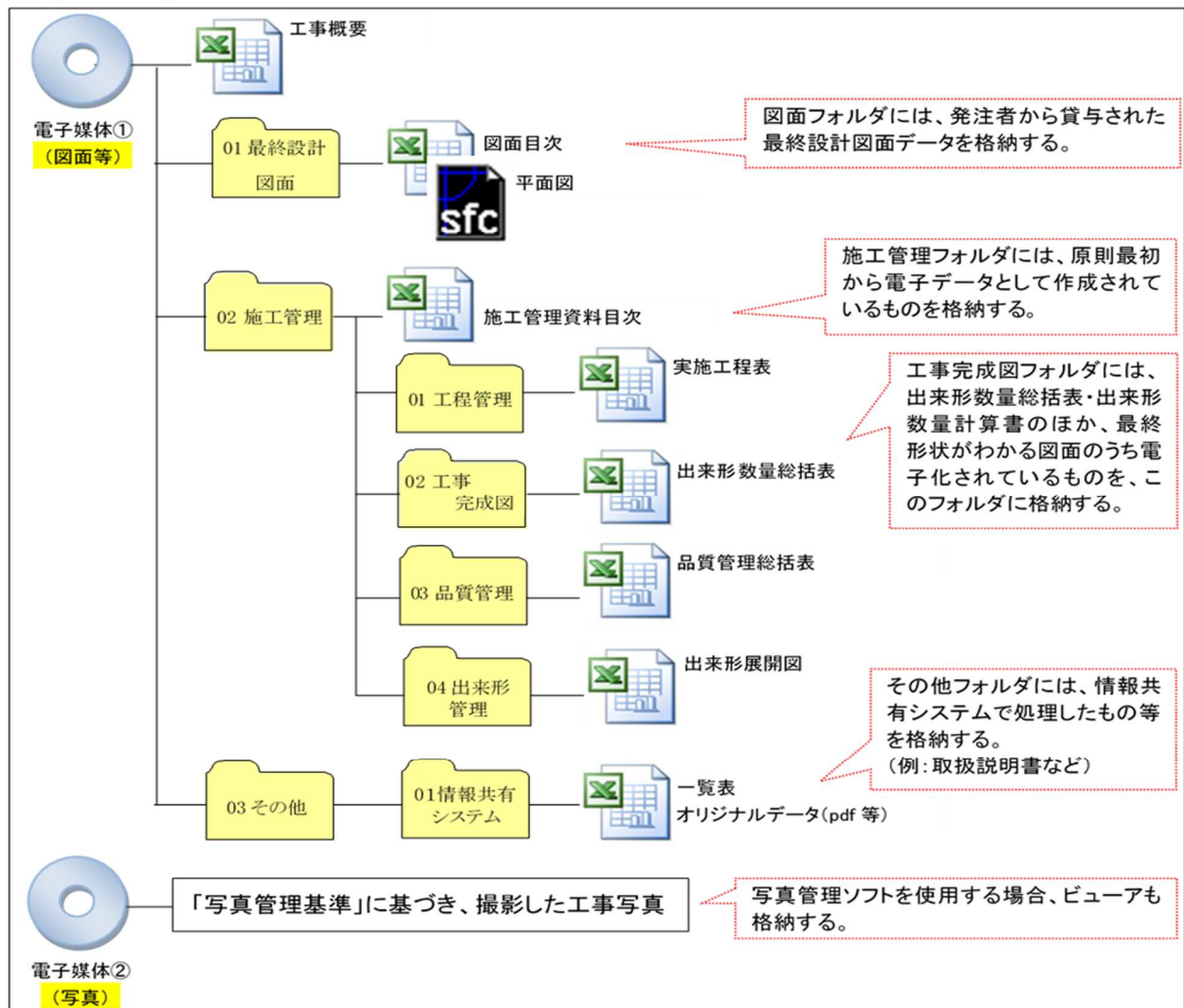
本市が発注する土木工事のうち、以下のとおりとします。

- ① 設計金額4,000万円未満 …… 「受注者希望型」
- ② 設計金額4,000万円以上 …… 「発注者指定型」

#### （2）作成方法

「大分市電子納品試行運用ガイドライン」に基づいて、受注者が電子媒体を作成します。  
なお、電子納品の媒体はCD-R、DVD-R（一度しか書き込みができないもの）とします。

#### 【作成イメージ】



◆ 令和5年4月1日より、本市が発注する土木工事について適用します。

#### 4. 若手・女性技術者を配置する一般競争入札の拡大について（試行）

本市では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるよう、35歳以下の若手又は女性技術者の配置を要件とする一般競争入札を試行していますが、令和5年度から以下のとおり対象工事を拡大します。

##### 【若手・女性技術者の配置を要件とする対象工事】

	現行（令和4年度）	改正後(令和5年度)
対象工事	土木一式工事 設計金額2,000万円以上	土木一式工事 設計金額1,000万円以上
	舗装工事 設計金額500万円以上 1,000万円未満	舗装工事 設計金額500万円以上
	—	建築一式工事 設計金額1,000万円以上
	—	電気工事 設計金額500万円以上

※若手・女性技術者の配置を要件とする一般競争入札の対象工事については、発注年度の建設工事発注状況により決定します。

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。